

戦国期から江戸初期の島津氏外交

徳永和喜

一 島津氏の貿易構想

山川港を島津氏の拠点港として確保したのは、天正十一年（一五八三）のことであり、当時は九州制覇の難関龍造寺氏対決を翌年に控えた時期であった。このような緊迫した政治・軍事状況のなかで、布達された「条々」（『旧記雑録後編一』）に島津氏の貿易理念が見出される。なお、「条々」は差出所、宛所、年月日を欠いているが、内容や朱書付注から、天正十一年の島津氏老中から山川地頭顕姓久虎宛と思われる。

「条々」は三条からなり、直接貿易に関する事柄は一ヶ条で「中国船・南蛮船が山川港に入港した際には、鹿児島（島津氏）に報告し、承諾の上で対処する」ように命じている。そして、他の二ヶ条では、外交・貿易権は大名領国経営の根幹と判断し、領主権としての支配を明確に位置付ける等、貿易港の保護を堅持するための施策が盛り込まれている。山川港で寺社家并地下人の犯罪は、必ず公儀（鹿児島）に報告し、協議を経て、明鏡な処置を加えることと命じているのである。

國際港・自由貿易港として山川港を発展させ、諸外国に認識されることを目指とする島津氏には、山川地頭の裁判執行権を極力制約するだけでなく、戦国大名島津氏の自らの領主権をも制約することで外国船の輶する貿易港の確立を企意したものといえる。このように山川港の國際貿易港構想は戦国時代を背景とした拠点貿易港構想であったが、幕藩制成立後にも継続された政策といえる。

慶長八年（一五〇九）六月七日付「唐船着津ニ付被仰出条々」（『旧記雑録後編二』）によれば、領内での唐船貿易の促進を制度的に作り上げようとしていることがわかる。この三ヶ条からなる条々では、中国船の自由貿易と中国商人の保護を優先するなどの自由貿易を標榜している。また、「須知」（『薩州唐物來由考』）に「官買并他國之諸商交易之時、不可有売買之貴賤事」とあり、領主の御用物買いと他国商人との交易に差別をしてはいけないとし、他国商人と領国商人との交易活動の平等を考えていることを読み取ることができる。さらに、「不論価之貴賤、不可濫揮權威以效賣買事」の条項では、価格についても強権を発するものでないことが十分理解できる。他国商人を意識した内容は、領国だけなく広域の交易圏構想を掲示していたものといえる。

薩摩藩の職制に「唐船奉行」がある。その職務は、上代から外国商船が領内各所に渡来し、商売をしている。従来の貿易に対し、「異国船到来著之節、其浦々江差越諸取締且御用物買入方之差引仕候」と、外国船入港に際して、その地に赴き円滑な貿易を推進することと御用物買いを指揮することが記されている。円滑な貿易を促進するために唐船奉行の職制が設けられたのである。最初の唐船奉行となつたのは本田助之丞（親貞）・五代右京入道（友慶）の両名であり、慶長八年のことである（『職掌起原』）。

近世前の島津氏側近にはト占・医官・薬師・通訳を勤める中国人の存

在が認められる。また、領内諸港各所に居付中国人の活躍も知られている。このように中枢部や地域での重要な役目を果たしている彼らの存在が円滑な貿易活動を育んできたといえる。前述の「須知」の条目に「通事若有偽言、揚于王庭ニ必鳴其罪、尽誠以告衆客、勿以通事之言為真而使細事告之官府矣」（『薩州唐物来由考』）とある。つまり、貿易行為のやり取りで意図的な虚言があつてはならないし、もし虚言があつたときはその罪を明らかにし罰を加える。通事たるものは、通訳として充分な誠意を尽くし商人間の交易を円滑に進める役割を求めているものであり、誤訳や取り引きでの支障の回避を喚起している。

また、慶長一〇年三月二七日付家久より惟新（義弘）宛書状には、「唐人申分共在之時、通事之口にてハ相違迄ニ御座候間、唐人之書物を取候而、何時茂老中衆直ニ大龍寺ニ以相談相済候様ニ申置き候」と、中国商人からの貿易上のトラブルの申し入れがあつた場合は、事実認定のためには通事の説明だけではなく、中国商人自身の記述による書きものを作成させ、その指摘する問題を老中は確認し、さらに最終的には大龍寺（南浦文之）に照会し、公平な問題解決にあたることを指示している。交易上の問題点を確実に把握し、解消しようとする積極的姿勢がうかがえる。

このように江戸初期の薩摩藩の通事は、居付中国人と学僧によつて担われていた。居付中国人とは帰化人のことであるが、単なる通訳だけでなく貿易業者をも兼ねるもののが多かつたと思われる。例えば、阿久根・河南氏や国分・林氏等をはじめ領内貿易港には貿易に関係する居付中国人（帰化人）が多くみられる。また、諸郷の大寺には学識ある住持が多く、漢学・中国文字に通じ筆談の要は充たしていた。史料引用の大龍寺

の存在は、領内寺院・学僧の頂点を意味し、その底辺を構成する寺院は諸郷の中核をなし、交易の場に臨むことができたのである。唐船の頻繁な往来は活況を呈していたと推測される。

領内貿易で取り引きされた生糸等の南海品は、領内商人と他国商人の平等的扱いを唐船奉行が行うことの確認がなされたが、他国商人を具体的に知ることのできる史料がある。慶長十一年（一六〇六）十二月二十四日付、本田・蒲池宛島津家久書状に「南蛮船糸之儀付、京大坂之衆召列下向候處」（『旧記雑録後編』四）とあり、薩摩地方での貿易を支えていたのは京・大坂の商人団であり、薩摩の商圏は京阪に直結する大商業都市を商圏とした広域商圏が存在したことが知られる。島津氏の京坂商人との結びつきは「京都ニテ礼物申上候覚」（『旧記雑録後編』三）に、田辺屋又左衛門尉・菊屋宗可・八十島助左衛門尉・後藤徳乗・葉屋久徳がみられ、また、慶長六年六月六日付義弘宛家久書状に「山川へ着船候京衆之申分為可承」と、島津氏の貿易港は山川が、貿易拠点であったことがわかる。同年八月十一日付島津老中宛鎌田政近書状には、島津から幕府への進物は白糸・紅糸であり、京都・堺では中国生糸の不足や驚くほどの高値であることを知らせている。薩摩地域での貿易拡大の可能性を含んでいる。薩摩地域での領内貿易は近畿地域の貿易商人たちに支えられ繁栄していたといえる。

この時期に、日本の大航海時代ともいえる朱印船貿易が東アジア地域へ展開されていた。薩摩の地域は領内での異国船貿易に加え、東アジア世界に雄飛する朱印船貿易の一翼を担つた貿易の要衝の地であった。

朱印船貿易の原初的形態は豊臣秀吉によつて創始され、徳川家康により確立・発展したものであり、統一権者がその権力によつて東南アジア各地への渡航貿易の許可を朱印状の形式によつて付与した貿易制度である。下付された朱印状には、渡航先の国名が明記され、総称として「異国渡海朱印状」と呼ばれている。当時の東アジア世界は、中国を宗主国と仰ぎ、朝貢する侯国との間に主従関係が成り立つていた。朝貢の献上物に対し、中国皇帝が下賜する形態とはいゝ、下賜品として膨大な物資が動くために朝貢貿易の名で呼ばれている。日本は中国を宗主国とする朝貢貿易には参加せず、中国外の東アジア諸国に渡航及び貿易する船独自の貿易形態を構築したのが、朱印船貿易制度である。ポルトガルの東洋・日本進出による貿易拡大に遅れながら、江戸幕府が海外渡航の特権を付与することで、「日本版大航海時代」とも呼ぶべき、「朱印船貿易」時代を現出し、東南アジア各地に「南洋日本人町」を形成するなどの海外飛躍の積極的な貿易活動を展開した時代であつた。

島津氏が受給した朱印状を「異国御朱印帳」・「異国渡海御朱印帳」(『増訂異国日記抄』)から拾いあげたものに「異国御朱印帳」に記載されていないが、原物の異国渡海朱印状である大迫文書を加えると、下記表のようになる。

慶長九年(一六〇四)から元和二年(一六一六)までの一二年分の記録を『異国御朱印帳』・『異国渡海御朱印帳』及び記録されていないが現存するものを加えた合計は一九五通であるといふ(岩生成一『御朱印船貿易史の研究』)。最大の朱印船貿易家とされる京都の商人・角倉了以父子は一六通受給しているとはいゝ、元和二年までの受給は九通であり、角倉氏と比較しても島津氏は遜色がなく、最大級の朱印船貿易家であつ

渡航先	下付年代		下付者	受給者	染筆者	備考	典拠
	東埔寨	西 洋					
柬埔寨	慶長九・八・二二六	安南	徳川家康	島津陸奥守	承兌	異国御 朱印帳	
	ク二二・一〇・八	慶長九・閏八・一二二	ク	ク	ク	ク	ク
	ク二二・一〇・一八	島津陸奥守					
	ク一四・一・一一	慶長一〇・七・一	ク	ク	ク	ク	ク
	ク一〇・七・三	慶長一〇・七・三	ク	ク	ク	ク	ク
	ク一一・九・一七		ク	ク	ク	ク	ク
呂宋	元和元・九・九		承兌	元佶	元佶	元佶	元佶
	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク
金地院崇伝		次山	船頭				
琉球人	御朱印帳	異国渡海					

旺盛な貿易活動を展開していた島津氏などの西国大名に対し、慶長四年九月に「家康、西国大名ニ命ジテ、五百石積以上ノ大船ヲ淡路ニ廻燥セシメ、九鬼守隆ヲシテ之ヲ検収セシム」(『大日本史料』)との命令があり、島津氏への令達が島津国史をはじめ諸史料に収載されるが、五百石船を供出した記録の史料はみあたらない。しかし、この大船没収令発令後の翌々年までに、西国大名による朱印船貿易は事実上停止している。元和元年に島津氏下付の琉球人受給朱印状は例外的なものといえる。

大船没収令は西国大名の海軍力を規制する目的であり、以後貿易商人たちは朱印船貿易が推移するとともに、貿易港も規制され、次第に長崎港に限定されるようになつていった。

鎮國に至るまでの朱印状下付の累計は、少なくとも三五六通に及ぶといふ（岩生成一『朱印船貿易史の研究』）。大名では島津家久・松浦鎮信・有馬晴信・鍋島勝茂・龜井茲矩・加藤清正などの主として西国大名、商人では京都の角倉了以父子・茶屋四郎次郎、大坂の末吉孫左衛門、長崎の船本弥七郎・末次平蔵父子・荒木宗太郎など、歐州人ではヤン・ヨーステンやウイリアム・アダムス（三浦按針）や在留の中国人が貿易の担い手となつてゐたといえる。寛永八年（一六三一）に老中発給の奉書を交付する制度に替わり、同一〇年に奉書船以外の海外渡航が禁止され、同二年に日本人の海外渡航及び帰国の全面的禁止となり朱印船貿易制度は終わつた。

島津氏が関ヶ原の合戦では家康軍に敵対した勢力でありながら、朱印状を受給できた経緯の詳細は不明であるが、慶長八年より朱印状獲得への画策がなされている。島津氏が朱印状を申請するときには、山口駿河守（直友）から本多上州（正純）に上申するという朱印状下付手続きの構図がみられる。島津氏が徳川家康側近で頼れたのは山口駿河守であり、庄内の乱・関ヶ原合戦の処理に山口駿河守の格別の配慮があり、それらの過去の経歴から島津氏の絶対的信頼が寄せられていた。山口駿河守の働きが島津氏の朱印状獲得に大きな役割を果たしている。

島津氏の保有する朱印船についての記録史料は少なく、鳥原宗安の覚（「薩州唐物來由考」）にわずかに記されている程度である。それは明国福州で製造された船で、船の大きさは「拾貳万斤一艘」とあり、およ

そ七二トン（一斤六百グラム換算）となる。船の型式についても「唐舟」とあることから、船底の平たい特徴をもつ倭船（『日本風土記』倭船の条）と区別したものとなつてゐる。

島原が福州にて入手した中国ジャンク船であり、茅国科送還後の帰国に際し、自前船の故障により所望したものとなつてゐる。そして、この船が島津氏の所有となり、後述する島津氏の貸与朱印船となつたものである。福州建造船の下賜に至る経緯は「南聘紀考」に記載がある。

慶長五年正月、徳川家康は慶長の役で被虜となつた明將茅国科送還を島津氏に命じたため、島津氏は領内の海商島原宗安（琉球渡海朱印状受給者）を明に送還のために派遣し、梅花港から北京へと送り届けた。その功労に神宗皇帝が建造船を下賜したとあり、さらに、幕府が期待していた日明貿易への道を開く契機ともいえる福州より歲遣貿易船二艘の約束がなされたのである。約束は実施され、翌年二艘の明國商船が渡航してきたが、硫黃島近海で堺の商人伊丹屋助四郎一党的海賊に襲来され、明國の信頼を失い貿易通商の道は絶たれた（「南聘紀考」）。日本と明国との通商貿易は徳川家康の外交上の重要課題であり、島津氏の外交交渉に打開の糸口を期待していた。伊丹屋の海賊行為によつて日明貿易の可能性が絶たれたのである。伊丹屋は朝鮮の役で島津氏の軍需補給に功績があり、島津氏の信任を得て、役後鹿児島と山川港に店舗を構え繁盛していた（「南聘紀考」）。

当時の朱印船の大きさについて、『崎陽古今物語』から摘記する。「舟は日本前を名付て唐船作りニ似たる船」と、「日本前」とは日本での製造を意味するが、外洋航海にすぐれた中国ジャンク船の型式であることを「唐船作り」が示してゐる。積載量についても「五六十万斤、或七八

十万斤ツ、積申、大舟ニ御座候」と、五〇一八〇万斤にも及ぶ大船が建造されていたことがわかる。『華夷通商考』（卷之二）では、さらに詳細に「南京ノ船ハ皆小船也、日本ノ十六七端帆ノ舟ヨリ大ナル者ナシ、漳州廣東ヨリ出ル船ニハ日本二十端帆ノ大サ成者モアリ、唐土ニテ船ノ大

小ヲ言ニハ皆斤目ニテ言事ナリ、其大船ハ荷物五六十萬斤、次ハ三十萬斤或二十萬斤、小船ハ十万斤ノ者也、又唐人天竺暹羅等ノ国ニ往テ彼地ヨリ長崎ニ来ル船ハ造リヤウ又別也、荷物百萬斤百五十萬斤、又ハ二百萬斤ノ大船ナリ」と、中国各省や暹羅などの船の大きさを記した史料である。

島津氏が受給した幕府認可の朱印状は記述の通りであるが、藩政史料の中に島津氏が朱印船に関係した史料を摘記し、朱印船貿易との関連をあげる。

慶長七年三月二日付、山口直友宛義弘書状には、京都の商人・宗香が呂宋渡海のため鹿児島に下向するので、山口駿河守から応接を依頼されている。それへの答書であり、充分な対応をする旨が述べられている（『旧記雑録後編二』一六一〇）。重要なことは薩摩を経由しての呂宋渡海であり、幕府が展開する朱印船貿易での薩摩藩の役割の広がりが見えることである。小田原平右衛門尉の朱印船は、慶長九年に秋日から呂宋に渡航し、同二年加世田の片浦に帰航したとある（『旧記雑録後編四』二一五）。小田原氏は朱印船貿易家として家康からの朱印状受給の記録はない。慶長十一年四月十六日付、家久宛義久書状に「薩州久志より呂宋渡輯之儀、望之由申來候、就其如毎年御朱印申請度候」（『旧記雑録後編三』一九二）と、また、島津氏より借船して呂宋に朱印船を派遣した泊の山下志摩丞もいる。このように、呂宋渡航の実態はかなり頻繁にあつたこ

とが推測されるのである。

島津氏の朱印船貿易經營は部分的な史料の積み重ねによって、全体を構築しなければならないが、わずかに知れる史料からでも、次のようなことがいえるのではないだうか。

①島津氏が經營主体となつて朱印船を派遣している。

②島津氏が貿易の經營権を譲り、大迫吉之丞が東埔寨に朱印船を派遣している。

③島津氏が所有する貿易船を貸し使用料を受領している。

筑後の朱印船貿易家原田弥次右衛門が安南へ二回・泊之津坂屋山下志摩丞が呂宋へ一回朱印船を借用し、派遣している。原田弥次右衛門とは、筑後の朱印船貿易家原弥次右衛門のことであろう。同人物が島津氏からの借船が可能であったのは、慶長八年に東埔寨の使節を川内の京泊港に上陸し、その後、案内して幕府に聘礼している。このように東埔寨と幕府を結び且つ島津氏にも朱印船との関わりをもつ契機を与えた人物であつたからこそ島津氏との関係を深くしたものといえる（『旧記雑録後編三』）。

三 大迫文書

大迫文書は、近世初期の海外貿易関係史料として注目されていた文書であり、一二通の正本・写本よりなる。

大迫文書には「徳川家康異国渡海朱印状」（原物）が含まれている。大輶之儀、望之由申來候、就其如毎年御朱印申請度候」（『旧記雑録後編三』正一〇年には揖宿郡山川村大迫吉藏氏の所蔵であつたことが知られる。異国渡海朱印状は、その渡海を達成もしくは利用しなかつた場合にも返還を要件としているものであり、このように異国渡海朱印状がそのま

ま貿易家の手元に現存していることは珍しいという。

岩生成一著『朱印船貿易史の研究』によると、現在未登録で確認できる異国渡海朱印状は二五通あることが指摘されている。また、中村孝也氏著『徳川家康文書の研究』によると、この大迫家所蔵の東埔寨宛異国渡海朱印状は、家康下付異国渡海朱印状では九九通目、東埔寨宛朱印状二四通のなかの現存する二通の一つという。

異国渡海朱印状の下付状況は、朱印状の控え帳である「異国御朱印帳」及び「異国渡海御朱印帳」で確認できる。「異国御朱印帳」は、豊光寺承兌が慶長九年（一六〇四）から同十三年（一六〇八）遷化するまで、その後を円光寺元信が遷化する同一七年（一六一二）までを記録した控えを、元信のあとを引き継いだ金地院崇伝が承兌・元信の担当した分の控えをまとめたものである。「異国渡海朱印帳」は崇伝自身が担当した分の控え帳である。なお、村上直次郎訳注『贈訂異国日記抄附録』（『異国叢書』）に収載されている。

大迫家所蔵の異国渡海朱印状は、家康下付の異国渡海朱印状の原物であることが確認されている。しかし、「異国御朱印帳」に記載されていない。

また、単なる記載漏れと判断できるのかとの疑問が残されている。それは大迫家朱印状は下付年限を慶長一二年一〇月六日としているが、下付された朱印状に付帯していた史料（申請者名・仲介者名・手数料や下付に関する事柄を記した）がない。大迫家の史料（「大迫文書」添書き）によると、「此御朱印は大迫吉之丞カンボチヤヘ令渡海時分、島津兵庫守様へ言上被成御申受吉之丞へ被下候御朱印也、御手跡はタイ長老トヤラン申候、出家之被遊ヨシ候」とある。

このことにより、次のことがいえる。
①「異国御朱印帳」には、大迫吉兵衛に下付された記録はない。
②「異国御朱印帳」には、慶長一二年一〇月六日付で島津氏に下付された記録はない。
③「異国御朱印帳」によると、島津氏に下付したのは、すべて島津陸奥守（忠恒、後の家久）宛であり、兵庫頭（義弘）宛のものはない。

以上のことより、大迫吉兵衛は個人の名において、朱印状を申請した朱印船貿易家ではない。大迫文書にあるように、島津氏が申請し、島津氏から派遣の権利を譲渡されたと考えられる。添書き兵庫守（兵庫頭、義弘）は陸奥守（忠恒）の誤記したものとも考えられる。この類推から「異国御朱印帳」の脱漏によるものといえるのではないだろうか。ところが、次のような意見もある。

大迫文書の添書き自体を否定しなければならないのではないか。即ち、島津氏以外から大迫家が頂戴した朱印状ではないかという考え方もある。下付年月日や渡航先を重視すると「異国御朱印帳」記載の中に慶長一二年一〇月六日付、東埔寨宛朱印状がある。それは有馬修理に下付された朱印状である。しかし、有馬氏が朱印状を大迫家に与えた確証や傍証史料はなく、また、可能性を否定する確たる史料もない。

大迫文書の中に「明年正月、大唐川内え船を可指渡候旨、内府様え得御意」とある。この史料は慶長九年と推定されている。明年とは慶長一〇年にあたり、川内とは交趾国、内府様とは徳川家康のことである。当時交趾国宛の朱印状下付の例はなく、交趾国は安南国の一都として安南国宛朱印状に含まれていた。この文書内容から島津氏に下付された慶長一〇年七月一日か三日のいずれかが大迫派遣の安南国宛朱印状と考えられる。島津氏から受給した大迫家の朱印船派遣は複数に及び、島津氏

との深い繋がりが確認される。

さらに、大迫家と安南国との緊密さは、大迫文書資料に「将令」の文字が書かれた絹の標幟がある。この標幟の添書きには、この旗は交趾の屋形の旗であり、この旗を持つて同国に行けば間違いなく歓待されるとある。貿易相手国の安南国に認められ且つ特別な待遇扱いを標示する印の旗まで持受している。大迫家の広範な貿易活動の一端をうかがいう。

原物は腐食して原形を留めないため、天保十四年編『三国名勝図会』収載の内容に、標識の大きさは縦二尺五寸二分、横四尺七寸とある。

大迫文書には「川内京泊より唐船被召立、阿久根より正月下旬ニ出帆仕、天竺之内るすんと申國江罷渡申候事」とあり、伏見にいた義弘が家康から真壺を入手することを命ぜられ、大迫吉之丞が責を果たすため、京泊で纏装し、翌年阿久根に帰航した。渡航目的の真壺九・卷物二を舶載している。また、同文書に「客衆以下あひす、め」とあることから、獨力による貿易船派遣ではなく、当時の朱印船貿易家の多くにみうけられる複数の「客衆」（商人）を募り貿易船を派遣する形態であることが窺える。角倉船では客商三百人余にも及んでいるという。商圏の弱い薩摩の大迫家はどれほどの規模の商人団を結成できたのかは不明である。

異国渡海朱印状の書式について

朱印状の料紙は「大高一重」を用い、端を三寸ほどあけ、御朱印を含め五行に書く。「印モ年号モ国ノ名モ自モ同シトヲリ也、右ノ字ハ一字サケテ書也」とし、上包は大高一枚で、その上を杉原紙一枚で包み、包紙に仮名で渡航先の国の御朱印と書き、その下に申請した人の名前を書いたという。

自 日 本 到
東 埔 寨 舟 也

慶長拾貳年丁未十月初六日

朱印 朱印（二重郭方印・陽刻）
印文 「源家康忠恕之印」

大迫家の徳川家康異国渡海朱印状は、朱印状原物のみの所蔵であり、包紙は欠如している。このように貿易船に朱印状の特許状を付与する制度の源流として、島津氏の発給した琉球渡海朱印状が位置づけられている（『朱印船貿易史の研究』）。琉球渡海朱印状の形式を掲載する。

日向国櫛間湊天神丸

船頭 日高但馬守

琉球

永禄六年癸未貳月廿八

押 朱印（三重郭・陽刻）
印文 「義久」

日 貴久

下

花

朱印（三重郭・陽刻）

印文 「義久」

原物の琉球渡海朱印状は、現在五通存在する。薩摩の地が外洋に開け、航路の要衝の地であつたことに加え、日明貿易の細川と大内の両氏の対立が南海路を誕生させ、島津氏が琉球に渡海する商船に権利を主張したことから、琉球渡海朱印状が発給され、その結果が島津氏の琉球支配の権利主張の根拠となつた経緯がある。

